

参考条文

1 民法

(民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成30年法律第72号)による改正後のもの)

907条(下線部分は改正部分)

- ① 共同相続人は、次条の規定により被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の全部又は一部の分割をすることができる。
- ② 遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その全部又は一部の分割を家庭裁判所に請求することができる。ただし、遺産の一部を分割することにより他の共同相続人の利益を害するおそれがある場合におけるその一部の分割については、この限りでない。

909条の2(新設)

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の3分の1に第900条及び第901条の規定により算定した当該共同相続人の相続分を乗じた額(標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする。)については、単独でその権利を行使することができる。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす。

1050条(新設)

- ① 被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族(相続人、相続の放棄をした者及び第891条の規定に該当し又は廃除によってその相続権を失った者を除く。以下この条において「特別寄与者」という。)は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭(以下この条において「特別寄与料」という。)の支払を請求することができる。
- ② 前項の規定による特別寄与料の支払について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、特別寄与者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。ただし、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6箇月を経過したとき、又は相

続開始の時から1年を経過したときは、この限りでない。

- ③ 前項本文の場合には、家庭裁判所は、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、特別寄与料の額を定める。
- ④ 特別寄与料の額は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。
- ⑤ 相続人が数人ある場合には、各相続人は、特別寄与料の額に第900条から第902条までの規定により算定した当該相続人の相続分を乗じた額を負担する。

2 家事事件手続法

49条

- ② 家事審判の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 当事者及び法定代理人
 - 二 申立ての趣旨及び理由

3 家事事件手続規則

1条

- ① 申立書その他の当事者、利害関係参加人又は代理人が裁判所に提出すべき書面には、次に掲げる事項を記載し、当事者、利害関係参加人又は代理人が記名押印するものとする。
 - 一 当事者及び利害関係参加人の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所
 - 二 事件の表示
 - 三 附属書類の表示
 - 四 年月日
 - 五 裁判所の表示

37条

- ① 家事審判の申立書には、申立ての趣旨及び申立ての理由（申立てを特定するのに必要な事実をいう。次項において同じ。）を記載するほか、事件の実情を記載しなければならない。
- ② 申立ての理由及び事件の実情についての証拠書類があるときは、その写しを家事審判の申立書に添付しなければならない。
- ③ 家庭裁判所は、家事審判の申立てをした者又はしようとする者に対し、

家事審判の申立書及び前項の証拠書類の写しのほか、当該申立てに係る身分関係についての資料その他家事審判の手續の円滑な進行を図るために必要な資料の提出を求めることができる。

102条

① 遺産の分割の審判の申立書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、遺産の目録を添付しなければならない。

一 共同相続人

二 民法第903条第1項に規定する遺贈又は贈与の有無及びこれがあるときはその内容

② 寄与分を定める処分の審判の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 寄与の時期、方法及び程度その他の寄与の実情

二 遺産の分割の審判又は調停の申立てがあったときは、当該事件の表示

三 民法第910条に規定する場合にあっては、共同相続人及び相続財産の表示、認知された日並びに既にされた遺産の分割その他の処分の内容

104条

第82条の規定は法第200条第1項の規定により選任された財産の管理者及び同条第3項において準用する法第125条第1項の規定により改任された財産の管理者について、第83条の規定は法第200条第3項において準用する法第125条第5項の規定による登記の囑託について準用する。

127条

家事調停の申立てについては第37条から第41条まで及び第47条の規定を、遺産の分割の調停の申立書については第102条第1項の規定を、寄与分を定める処分の調停の申立書については同条第2項の規定を、請求すべき按分割合に関する処分の調停の申立書については第120条の規定を準用する。